

日病薬の最近の動き (17)

会長 全田 浩

1. 薬学教育改革に関する最近の動き

薬学教育改革の議論が大詰めとなってきました。関係会議の開催状況並びに日病薬の対応について報告します。

(1) 関係会議開催状況

厚生労働省「薬剤師問題検討会」は、第8回(3月19日)を開催したあと、文部科学省の中間報告の提出をまって、9月10日に第9回を開催する予定です。文部科学省の「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議(以下、研究協力者会議)」は第10回(6月17日)、第11回(7月2日)、第12回(7月30日)を開催し、検討課題について一通りの議論が終わり、中間報告のまとめの作業に入りました。

また、自由民主党「薬剤師教育検討チーム」も第4回総会(7月23日)が開催され、厚生労働省、文部科学省、日本薬剤師会からこれまでの経過の報告がされたあと、質疑となりました。検討チームの中でも6年一貫方式、4+2方式の議論がありましたが、「1. 薬剤師の養成のための教育修業年限は6年程度の期間が必要であり、一貫した教育制度で行われる必要があること。2. 加えて、薬学教育は研究者等の養成も重要であることから、この点にも配慮する必要があること。」とする中間まとめが承認され、秋頃を目標に「まとめ」を出すこととなりました。

すでに8月2日の朝日新聞には厚生労働省と文部科学省は質の高い薬剤師を養成するため大学の薬学教育を6年に延長することで合意し、学校教育法と薬剤師法の改正案を来年の通常国会に提出するとの記事が掲載されました。

この記事によれば、薬剤師の国家試験受験のためには6年一貫教育が必要であること、しかし一部創薬等の研究者養成も必要なことから、4年の学部プラス大学院修士に行くコースも併設することになりそうです。

(2) 日病薬の対応

日病薬は薬学教育問題に関しては、6年制議論の中で重要な位置付けとなる実務実習の受け入れ体制の整備を進めています。

実務実習に質を担保するためのグループ実習制度については、神奈川県病院薬剤師会の協力を得て試行を行い大変良い結果を得ています。また薬学教育委員会・実務実習対策小委員会(矢後委員長)は「グループ病院実習制度」参加病院一覧を作成し、協力病院2,300施設(うち幹事病院420)、受け入れ可能な実習生4,700名という数を出しました。

しかし、一方で薬学部新設ラッシュ、薬学部定員増の問題があります。日病薬としては、将来の実務実習必修化を考えた時、現在の学生数で手いっぱいの状況であり、新設大学の学生を受け入れる余裕はないとのことから薬学部の定員増や新設の動きには反対していますので、会員各位にも実務実習受け入れも含めご理解いただきたいと思います。

2. 国立大学附属病院薬剤部問題

この問題に関し、昨秋よりお願いしています国会請願のための署名運動ですが、会員各位の努力により、28,000件近く集めることができました。6月2日に三井辨雄、肥田美代子衆議院議員には衆議院文部科学委員会へ、藤井基之、常田享詳、山本正和参議院議員には参議院文教科学委員会へ請願書の提出をお願いしました。請願書は7月24日に各委員会で審議されましたが、残念ながらどちらも保留とされ、審議未了となりました。この問題については、多くの会員より署名等でご協力いただいたことに御礼申し上げます。日病薬として再度請願活動をすることはありませんが、国立大学病院薬剤部の今後の活躍に期待するとともに、独立行政法人化される16年度にどのような組織形態になるのか注意深く見守っていくこととしています。

3. 診療報酬改定要望について

平成16年度に予定されている診療報酬改定はマイナス改定と包括報酬の方向です。15年4月には特定機能病院等の包括評価が導入され、今後一般病院へも拡大する可能性も十分考えられます。その際には過去の実績が重要となりますので会員各位には、薬剤管理指導業務の完全実施の一層推進や、注射薬調剤の実施など、技術評価につながる業務の推進に努力されるようお願いいたします。日病薬としては医療技術の評価として「注射薬に係る技術の評価」と、医療機関の機能の評価として「特別な管理を必要とする薬剤取り扱いの評価」を要望しています。

4. 医療法改正に伴う病床区分の届出について

第4次医療法改正(平成13年3月)により病床区分が整理され、この区分に従って各病院の病床区分の届け出が8月31日をもって終了しました。

医療法上の「その他の病床」という区分の89万床が「一般病床」と「療養病床」に区分されたわけです。病床区分により薬剤師の人員配置基準が異なるわけですから、一般病床がどのくらいで療養病床がどのくらいになるかは病院薬剤師にとって大きな問題です。各病床の届け出数がどのようになったかは現時点では分かりませんが、今後開催が予定される病院薬剤師の配置基準検討会では、大きな意味を持ってきます。自分の勤務している病院がどのような病床区分になったか各自把握しておいて下さい。

5. 病院薬剤師配置基準見直し対策特別委員会について

平成13年に行われた病院における薬剤師の人員配置基準検討会報告では、「平成10年に定められた基準をただちに変更する必然性は認められなかった。」「薬剤師の需給、薬剤師の業務内容や配置の実態、薬剤師養成における臨床教育の充実等の進展を踏まえ、3年後を目途に人員配置基準の検討を開始する」とされ、来年がその年にあたるわけです。日病薬では来年の検討会開催を控え、配置基準見直し対策特別委員会にその対応を検討するよう指示しています。また、委員会メンバーを若干名追加しその強化を図るとともに、前回同様「最低限1病棟に1人」を目標に掲げ、要望していくこととしています。